

指定居宅介護支援事業所の指定の効力の全部停止について

千葉市では、介護保険法に基づき、令和7年9月22日に指定居宅介護支援事業所に立ち入り検査を行ったところ、不正行為があったため、当該事業所について、令和8年2月25日（水）に指定の全部の効力を停止する処分を行いましたので、お知らせします。

1 事業者の名称・所在地

(1) 名称

株式会社コミュニー 代表取締役 望月 由加里

(2) 所在地

稲毛区園生町883-7-405

2 対象事業所の名称・所在地

(1) 名称

稲毛介護ネット（平成21年5月1日指定）

(2) 事業種別

居宅介護支援事業

(3) 所在地

稲毛区園生町883-7-405

3 処分日

令和8年2月25日（水）

4 処分内容

指定の効力の全部停止（3カ月間のサービス提供および介護報酬請求の停止）

※指定の全部の効力を停止する起算日は令和8年4月1日

5 処分理由

令和6年4月から令和7年8月までの居宅サービス計画費の請求について、毎月のモニタリング結果の記録がないことから、運営基準減算に該当する運営基準違反があったため、居宅介護サービス計画費を減額して請求すべきところ、そのことを認識していたにもかかわらず、所定の減算を行わずに不正に請求し、受領した。また、運営基準減算に該当する場合は初回加算を算定できないことを認識していたにもかかわらず、初回加算を不正に請求し、受領した。（介護保険法第84条第1項第6号）

6 不正受領額および返還請求額

①不正受領額 6,279,059円

②加算金 2,511,614円（①の40%相当額）

③返還請求額計 8,790,673円（①+②）

※加算金は、利用者ごとに個別で計算して合計を算出している。